

## 重点1 子供と高齢者の安全な通行の確保

### 保護者の方へ

子供の交通事故は、14時～18時(※1)の時間帯に多く発生しています。信号が青でも、左右の安全を確かめさせましょう。また、飛び出しや路上遊戯の危険性を具体的に教えるとともに、正しいルールについて大人が手本を示しましょう。



### 高齢者の方へ

高齢者の交通事故死者数は全死者数の約4割(※1)を占め、そのうちの約5割(※1)は歩行者です。歩き慣れた道でも、信号無視や横断禁止場所横断などのルール違反はやめましょう。

## 重点2 高齢運転者の交通事故防止

### 高齢ドライバーの方へ

体調が優れない時は運転を控えるなど、安全運転を心がけましょう。また自動ブレーキやペダル踏み間違い時加速抑制装置等が搭載されたセーフティ・サポートカーSの利用をご検討ください。東京都では、ペダル踏み間違い時の急加速を抑制する装置の購入・設置の補助も行っております。運転に自信がなくなった方、家族から運転が心配と言われた方は、運転免許の自主返納をお考えください。運転経歴証明書の交付を受けると様々な特典が受けられます。



## 重点3 自転車の交通事故防止

自転車事故の5割以上(※1)に、自転車側の交通違反がありました。自転車に乗る時は、交通ルールを守りましょう。東京都では、条例(※2)が改正され、令和2年4月1日から自転車を利用する皆さんの保険(※3)への加入が義務化されます。自転車事故に備えて、保険に加入しましょう。



## 重点4 二輪車の交通事故防止

二輪車の交通事故死者数は全死者数の約3割(※1)を占めています。致命傷となる部位は頭部が約3割、胸・腹部が約6割(※1)です。長袖・長ズボンはもちろん、腹部プロテクターを着用し、ヘルメットの顎ヒモもしっかりと締めましょう。速度の出し過ぎに注意し、交差点ではしっかりと安全確認をしましょう。



## 重点5 飲酒運転の根絶

飲酒運転は犯罪です。また、飲酒運転をするおそれのある人に対して車やお酒を提供したり、酒気を帯びている人の運転する車に同乗したりする行為も罰せられます。自転車も飲酒運転は禁止です。



## 重点6 違法駐車対策の推進

違法駐車は、たった一台でも交通渋滞や交通事故の原因になります。特に交差点やその付近での違法駐車は、重大事故に直結する「危険行為」です。絶対にしてはいけません。年末は特に交通量が増えます。出かける前にあらかじめ外出先の駐車場所を確認し、短時間でも駐車場やパーキングメーターを利用して、一人ひとりが違法駐車をしないよう心がけましょう。



(※1)令和元年8月末現在 (※2)東京都自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例

(※3)自転車の利用によって生じた他人の生命又は身体の損害を賠償するための保険又は共済